

【論文】

共生システムの論理と分析視角 ——「生活の質」およびガバナンスとの関連で——

三重野 卓

1 問題設定

社会科学の分野で、共生ないしは共生社会という用語が注目を集めてから、三十年近い月日が経過している。共生は、諸外国に例をみないわが国独自の考え方であるため、確定された英訳はない。例を挙げれば、symbiosisは生物学の用語であるし、直訳するとco-existence（さらに、harmonious co-existence, cooperative co-existence）となる。またliving togetherを当てはめると社会そのものになってしまう。convivialityという用語もある。なお内閣府による共生社会は、cohesive societyであり、凝集性とか結束という意味を表している。

共生は、キャッチフレーズの中の用語、キーワードとして使用される場合が多い。近年では、多文化共生という用語が普及しているが、英語ではmulticulturalismに対応し、共生の意味を含んでいない。一方、障害者分野では、共生社会という用語が一般化している。もともと中学の公民科では、権利、差別、ボランティアに焦点を合わせて、共生社会が取り扱われている。近年、厚生労働省が「地域共生社会」を標榜している。

本稿では、こういう状況を踏まえ、男女の共生、高齢者との共生、障害者との共生、外国人との共生といった代表的な共生の分野、さらに地域共生、市民共生を想定する。共生原理は、競争原理重視への反省という時代状況を反映していた。

ここでは、第一に、ミクロ、メゾ、マクロといったレベルに注目しつつ、共生をめぐる状況を

幾つかの点から明確にしたい。

第二に、共生は、自生的な秩序であるとともに、政策問題でもある。共生は、「共生が望ましい」という理想と共に語られることが多いが、政策により裏付けられるべきである。こうした共生は、人びとの「生活の質」¹⁾と係わることはいうまでもない。共生の促進要因、阻害要因は何か、という点に着目しながら検討を加えることにしたい。

一方、社会の見方、ものの見方として社会システム論という立場がある。現象を相互連関関係としてみる立場である。そう考えると共生論とシステム論の親近性も指摘できる。本稿では、システム論、システムの深層、自己組織性の考え方を踏まえつつ、ガバナンス（共治）について考察する。これが第三の特色となる。

このように、人びとの「生活の質」、共生価値の創出、共治の機能を果たすための各主体の関連性（ガバナンス空間）、人びとの共生的関係、当該社会の表層—深層に焦点を合わせ、共生（社会）システム論の定式化を行うことを最終的な目的としている（第四の特色）。

2 共生の視点

共生は、もともとは生物界の用語であった。例を挙げれば、片利共生（例、コバンザメとサメ）、相利共生（例、イソギンチャクとクマノミ）という区別がある。前者は片方が利益を得る場合で、後者は共に利益を得る場合である。こうした考え方を人間に適用する場合もある。例えば高齢者の

介護は、片利共生か、相利共生か（介護者は、生きがいなどの利益を得るか）ということである。また広くは、自然界での生態系における共生も議論の対象になる。

社会科学の分野では、井上達夫『共生の作法』（1986）が嚆矢であったといえる。1990年代から社会科学の分野で、共生ないしは共生社会の考え方が本格的に注目を集めるようになる。当該社会のシステムの開放性が高まり、グローバル化、日本の経営の崩壊（女性の進出、高齢化、非正規化、外国人など）が進む中で、関係性への注目が集まった。今後、人口減少の中で共生社会は如何なる方向に向かうのか、という問題意識もある。

共生社会論の文献の出版は、1990年頃盛んになったが、その後、東洋大のグループから『共生のかたち』（2006）、仏教の立場からは加藤博史『共生原論』（2011）、近年では、奈良学園大学のグループから『共生社会論の展開』（2017）が出

版されている。

ここでミクロというの、個人ないしは少数人の相互作用の単位を表す。メゾは、中範囲で例えば地域、コミュニティ、職場などを指す。マクロは、相対的なもので、例えば地域、さらに市町村、都道府県の範囲を挙げることできるし、日本という社会を挙げることできる。どこに社会を設定するかは、実は相対的である。これらについて、差別、社会参加などに着目しつつ図1に示した。

共生とは、人びとの行為、意識に係わることである。さらに人びとの生活様式（行為の型、パターン）を表すこともあるし、価値（「望ましさ」に関する観念）でもある。当該社会の価値には、個々人の価値を超える創発的性格がある。共生の人間観は、個人の確立、それを踏まえ他者を内に含むものであり、単なる功利主義の人間観を超えるものである。共生の社会観は、異質性、多様性を踏まえた連帯、統合を表す。しかし近年、連帯

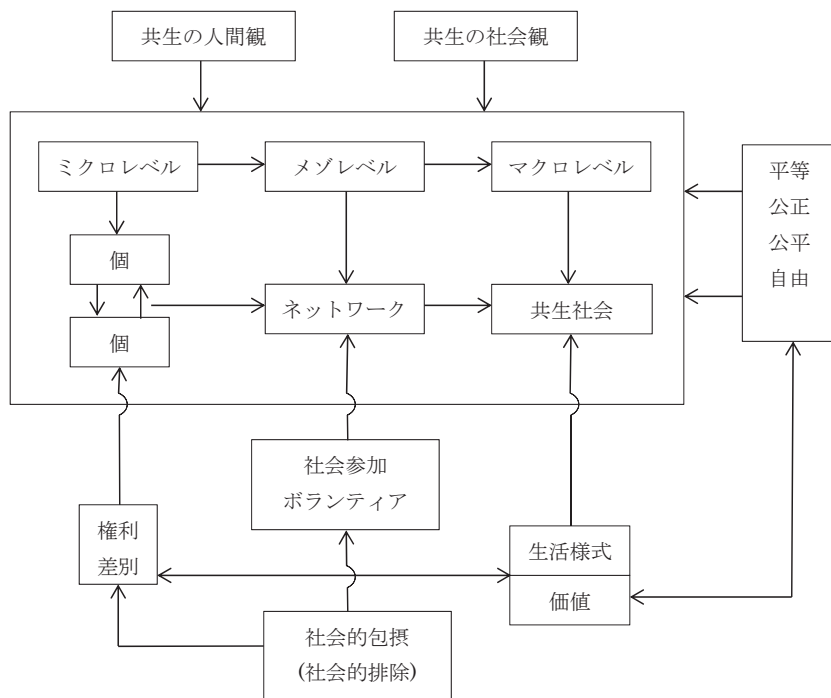


図1 共生社会の構図

より孤立が深刻になっている。共生社会なるものは、どこにも存在しない理念へのプロセス概念であるかもしれない。

それでは、共生の視点はどうかであろうか。議論はさまざまであるが（定義の詳細は、寺田、2003²⁾）、大きくは以下の通り、まとめることができよう（金子、長谷川、1993; 第1章、谷本、1993; 第6章、三重野、2010; 第7章、三重野、2013a; pp124-125, など）。具体的に検討を加えることにしたい。

〔Ⅰ. 対話の視点〕 共生では、差異、それに基づく対等な関係のもとでの対話（コミュニケーション）の視点が不可欠になる。

ここでの対話、コミュニケーション的行為（Habermasによる）は、言語を媒介として自己と他者の間で相互理解を目指して行われる相互行為ということである。共生では、どうしても共生したくない人との関係はどうすべきか、という疑問がある。実はこの点に関しては、共生したくなくとも対話、コミュニケーションをすべきであるという結論になる。恐らくそれが唯一の解決策であり、その意味から無力な場合もある。

実際、悲劇的な例として、相模原の障害者施設襲撃事件（植松聖）を挙げることができる。そこには、共生したくないという価値そのものがある。さらに弱いもの、下のものが、より弱いものを痛めつけるという状況も広がっている。共生という場合、混在、棲み分け、棲み分けを踏まえた接触という視点がある。どうしても共生できない場合、棲み分けということは不可避か、検討するに値する。

〔Ⅱ. 異質性、多様性の視点〕 異質なもの、多様なものがそれぞれの差異にもかかわらず、共に在り、存在する。

ここでは、例えば障害のある人とない人、高齢者と若者といった肉体的な差異、異質性を意味する。しかし異質性は、マイナスのイメージを喚起する危惧がある。一方、男女の違いは、染色体の気まぐれで本質的には異質でないともいえる。そ

れに対して多様性、ダイバーシティ（diversity）は、現在、流行語になっている。経営学の分野では、ダイバーシティ・マネジメントという多様な社員のマネジメントが課題になっている。多様性は時として不必要な複雑化に通じることもあるし、そして均質化の危惧もある。

本当に人間は異質な存在か。障害は、属性でなくて個性ともいわれている。しかし、ここで多様性のみを使用すると広い意味にとられる可能性もあり（例、消費性向の多様化）、そのニュアンスが伝わらない場合もある。それゆえ、ここでは人間は異質で多様な存在と見なすことにしたい。異質性、相違への権利、差別問題への対応が注目を集めている。

〔Ⅲ. 許容性の視点〕 他者を許容し、時には葛藤、相克し、協働することを意味する。

これは、互いの価値基準の葛藤、相克を意味する。そのため、他者への許容性、寛容性が必要になるし、自らリフレクション（reflection, すなわち自省）することが必要になる。そこでは、共有価値としての共生価値は成り立つかが問われる。これはホップズ的な意味の「万人の万人に対する闘い」という状況を超えるもので、如何に秩序へ導くか（秩序問題）ということに通じる。

実際、男女のジェンダー的な価値は、それぞれの時代、社会により異なる。そのため、葛藤、相克は通常のものになる。エスニシティ（ethnicity）は、レイス（race, 人種）を含むが、さらに文化的、言語的、社会的なものである。そのため、そもそも価値観と関係してくる。高齢者世代と若い世代は肉体的な状況が異なる。そのため、将来に対する見通しも異なる。それゆえ、互いの価値基準の葛藤、相克が生じる。

〔Ⅳ. 共感の視点〕 共生では、利益の視点とともに、共感の視点も必要である。

実際、既に述べた通り、生物界では利益の視点がある（片利共生、相利共生）。一方、人間界で利益という場合、われわれはすぐ経済的な利益を想起してしまうが、共生では拡大解釈し、生きが

いや満足なども利益と考える必要があるかもしれない。実際、ボランティア活動では、共感が不可欠だが、何らかの利益がないと長続きしない。共感を基本としつつ、何らかの利益の視点が共生関係の持続のために必要であろう。

〔V. ネットワーク、システムの視点〕 共生的ネットワークを構築し、新たな協働関係、共生システムを志向する。

ネットワークとは、人付き合いである。その場合、多様なもの異質なものの繋がり、ネットワークを構築していくことを意味する。それは自生的に生まれる場合もあるし、意図的に生まれる、つまり組織化する場合もある。

システムとは、もともと何らかの要素（つまり、人間なり集合体といった主体）の集合であり、それらの要素が相互作用することを意味する。ここでは相互作用として、許容性の視点〔視点Ⅲ〕が重要になる。さらに何らかの価値、規範、法則により規定され、まとまりをなすことを意味する。これは社会である。ここではそれら主体に多様性、異質性を付与した共生システムないしは、共生社会システムを想定することにした。共生システムをどの範囲でみるかは、共生社会と同様、相対的である。

〔VI. 平等の視点〕 共生は、平等、公正、公平と関連する。

これらの三つの考え方は、論者によりさまざま、またそれらは、互いに関連し重なりあっている（三重野, 2005; pp17-19）。政策との関連で平等（equality）についてみると、結果の平等と機会の平等がある。機会の平等は、機会さえ保証すれば結果の不平等は許容するというものである。

公正（justice）の第一の意味は、最低限の保障というものである。第二に、ニーズ（必要）があれば、充足されるというニーズ原則がある。第三は、貢献原則の考え方で、制度に対して貢献すれば給付も多い（例、年金における拠出と給付）というものである。公平（fairness, equity）は、公正での貢献原則を意味する場合がある。その意

味から、公正の一部と関係する。なおロールズ（Rawls, 1999=2010）の正義（justice）の考え方は、自由の平等な保障を前提とし、機会の均等を図り、さらに最も恵まれない人の福利を拡大することが社会の「望ましき」に通じるというものである（格差原理）。

いずれにせよ、共生の視点において、行政からすると平等、公平、公正な取り扱いが課題になるし、共生のための国民の平等感、公平感、公正感という意識も不可欠になる。

〔VII. 自立と共生の視点〕 自立は共生とセットをなして議論されるべきである。

この点は個人の自立と共同主義に関わり、さらに共生の人間観、社会観が問われることになる。ここで共生は、同質的な個人を前提とした日本の集団主義とは異なるという点を認識すべきである。日本というシステムがさまざまなレベル（国、地域、企業など）で開く中で、異質性、多様性を踏まえた「個」が如何に共同性を形成するか、ということになる。

3 共生の一般図式へ

以上、検討した七つの共生の視点をキーとした共生の一般図式については、図2を参照されたい。

こうした共生と「生活の質」の関係について、考えてみよう。「生活の質」（quality of life）には、社会科学的な考え方と医療関係（含む看護学、社会老年学）の考え方がある。ここで前者に着目すると、「生活の質」は主観的厚生（well-being, ウェルビーイング）と個人をめぐる客観的要因に大別できる（Phillips, 2006=2011, 猪口編, 2017）。前者は、例えば満足感、幸福感、充足感、マイナスの意味の不安感などである。後者は、社会福祉、教育文化、労働余暇、生活環境、自然環境などの領域についての指標化である（社会指標の方法）。そこで「生活の質」の視点から物財、公共財、サービス、および社会的諸活動、社会的成果（アウトカム）に着目する。共生という人びとの関係

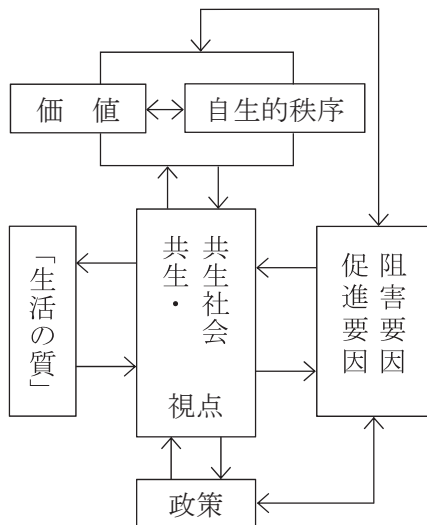


図2 共生の一般図式

性は、客観的な要因のひとつである。

一般に、人びとの関係性が豊かであると主観的厚生は高いといえる。これは、社会関係資本 (social capital) の議論に通じる。しかし注意しなければならないのは、関係性の量が満足度を高めるか、それともしがらみを切ることが満足に貢献するのか、という問いである。関係性はひと筋縄ではいかない。また共生と主観的厚生について、例えば高齢者の介護を考えると、介護者の満足度を下げる結果になるかもしれない。そのため、共感とともに利益 (例えば、生きがい) の視点が必要になる。総じていうと共生は主観的厚生を下げる場合もあるが、自らの意思を重視し、少なくとも自己犠牲は回避する必要がある。

それでは共生社会の促進要因、阻害要因は何か。以下に示すが、二項対立の前者が促進要因、後者が阻害要因である。

(1) 寛容、非寛容

共生の視点としての対話、および許容性を促進、阻害するのは、寛容、非寛容の精神である。こうした点がどう醸成されるかは難しいが、余裕というのがひとつのキータームとなるかもしれない。

(2) 信頼、不信頼

社会関係資本に関わる信頼は、共生のために機能する。こうした信頼により、他者への許容性が生まれるかもしれない。

(3) 反差別、差別

これは共生の視点では (VI. 平等の視点) と関係する。実際には平等とは何かという問いは難しく、例えば格差是正、縮小ともいえるが、権利の確立、差別の解消で促進されるとも考えられる。

(4) 権利、反権利

ここでまず基本的な権利 (生存権) が位置づけられ、さらに共生との関係では、相違に対する権利が位置づけられる。その前提には、個人の尊厳、自尊がある。

障害者については、障害者差別解消法が制定されており、女性については、男女雇用機会均等法がある。高齢者については、年齢などの属性で別扱いされないという立場がある。生活保護については、日本に居住する外国人は日本国民でないため適用されないが、困窮する外国人に対しては、一般国民に準じて運用するとされている。

(5) 自由、不自由

「生活の質」の主観的厚生に係わるもっとも基本的な要因は自由である。同様に共生においても自由は不可欠であろう。共生は、ときとして共生は良いことであると主張され続けて、堅苦しいものになる。それを回避するためにも、自由ないしは、個人の自由度が要件になる。

(6) 参加、不参加

共生問題では、差別とボランティアが重視される。後者とも関係するが参加が共生の促進要因、不参加が阻害要因になる。例えば高齢者の共生問題は、社会的参加により促進される (就労、社会的活動)。ただ共生がひとつの生活様式であるとしても、内省的に生きるというあり方も容認され

るべきである。

(7) 包摂、排除

当該社会への包摂か、当該社会からの排除かは、阻害、促進要因である。社会的排除 (social exclusion)、社会的包摂 (social inclusion) という現在の関係性をめぐる状況は、共生の基礎である。社会的に包摂され、関係性が醸成されるから共生が成立する。そこに人びとの参加がある。

(8) 帰属、孤立

社会的凝集性 (social cohesion) はあいまいな概念であるが、アイデンティティとともに、当該社会への帰属、ないしは帰属意識は重要であろう。そうであるとすると、帰属とそれに対比される孤立は、共生の阻害の大きな要因となる。

(9) 政策の連携、分離

一般に政策は個別的で、それを実施する部局も縦割りであることが多い。しかし各政策、プログラムが連携しているか、分離しているかは、大きな要因である。例えば医療、福祉、住宅などの政策が調整され、整合性が保たれているということが不可欠である。さらにニーズのある人に、こうしたサービスが集中し、調整されることが必要になる (地域包括ケアの考え方)。

共生には、まず自生的秩序という側面がある。ミクロからマクロへ、行為、意識、そして価値が自生的に生まれてくる。しかし完全に自生的かという、利害関係者、例えば高齢者、女性、外国人、障害者などの団体が、意図的な行動により秩序を形成する場合もあるし、またアドボカシー (advocacy)、すなわち権利擁護の考え方も寄与する。

それに対して、政策的、すなわち意図的な部分はどうかであろう。幾つかのレベルが考えられる。第一に、既に述べた差別禁止に基づく政策は、基礎的なものとして位置づけられる。さらに第二に、さまざまな政策が人びとの関係性の構築に貢献す

るか見直し、その実現のために支援をしたり、資金の提供や情報の提供を図ることは、政策の大きな柱になる。第三に、「場」の形成、その実現促進のための政策は、共生社会政策である。例えば高齢者と子供の交流の「場」を挙げることができる。第四に、当該社会の構成員の社会参加を促すということもある。第五に、ノーマライゼーションのための政策を意味する場合もある。

近年、とりわけ福祉政策の分野で、共生に対する包括的な政策が出現している。厚生労働省は、地域共生社会を構想し、推進を図ろうとしている。それは地域において、高齢者、障害者、児童などニーズのある人への政策を調整し、それを支援する地域住民の自発的参画を促進し、またニーズのあるひと、地域に参加しようとするものである。

宮本太郎 (2017) は、現在の社会状況は、格差社会のため、支援する方も弱体化しているとする。そのため貧困問題の解決を図り、支援する層を厚くし、一方、支援される方 (障害者、高齢者、児童など) の社会参加を促すというものである。これはまさに貧困者の社会的包摂に係わる。こういう立場から、彼は政策的な例を紹介し、詳しく検討している。

1990年代から、世界的に人びとの関係性に関する議論が活発化している。わが国では、共生社会論がある。諸外国からは、社会関係資本、社会的排除、包摂の考え方が導入された。さらに社会的凝集性もある。既にみた共生をめぐる図式は、これらの考えを包括している。地域共生、および市民共生は、社会関係資本、とりわけネットワーク、互酬性の規範 (市民活動、ボランティア活動) と関係している。ボランティアは、阪神淡路大震災をきっかけとして活性化している。社会的包摂 (Bhalla, 1999=2005) は、所得の再分配、労働市場への包摂、社会参加と関連しているが、貧困者に対する政策はまさにこれにあたる。また社会参加という面では、共生と関係している。

共生のための政策を考える場合 (共生社会政策)、効率性と共生は如何なる関係にあるのか。

効率性とは、例えば最小の費用で最大の効果をあげる、効果一定で最小の費用で済むというものである。それに対して共生のためには、ニーズのある人に対して優先的に政策を行う。こうした共生原理と効率原理は、トレードオフになり易い。効率性を重視して、財政を圧縮すると、共生が損なわれるかもしれない。一方、共生を重視して、結果として財政が肥大化すると、産業価値が後退し、経済が縮小するかもしれない。こう考えると共生原理と効率原理がトレードオフではなく、補完関係にあることが望ましい。これは実は難しいが、人びとの関係性が、当該社会の良い協働関係を導き、効率性に繋がることを認識すべきである³⁾。

4 システム、深層、そして自己組織性

ところでシステムを成り立たせる要素として何を想定するか。「個」、個人、主体などさまざまな

ものが考えられる。ここでは、暫定的に個人の意識に焦点を合わせることにしたい（三重野，1990；第9章、図3は、p200の図を修正）。個人の意識には、表層と深層がある。表層—深層は、意識、前意識、無意識と繋がっている（それにより認識、評価を行い、意思決定、行為へ向かう）。一方、当該社会にも表層—深層がある。深層には、集合的無意識ないしは、普遍的無意識⁴⁾がある。また個々人は相互作用を行うため、人びとの価値、意識が内面化する。そのためシステムの意識性、無意識性も仮定できる。この点については、図3を参照されたい。

例えば、日本では戦前の家父長制により、男尊女卑や男性中心の家族主義の伝統が強く、日本社会の集合的無意識を形成していた。家族主義的な日本、ドイツ、南欧諸国、韓国などは、女性のため政策が遅れたため、現在、合計特殊出生率が低い。とりわけ日本の女性の社会的進出は遅れを示

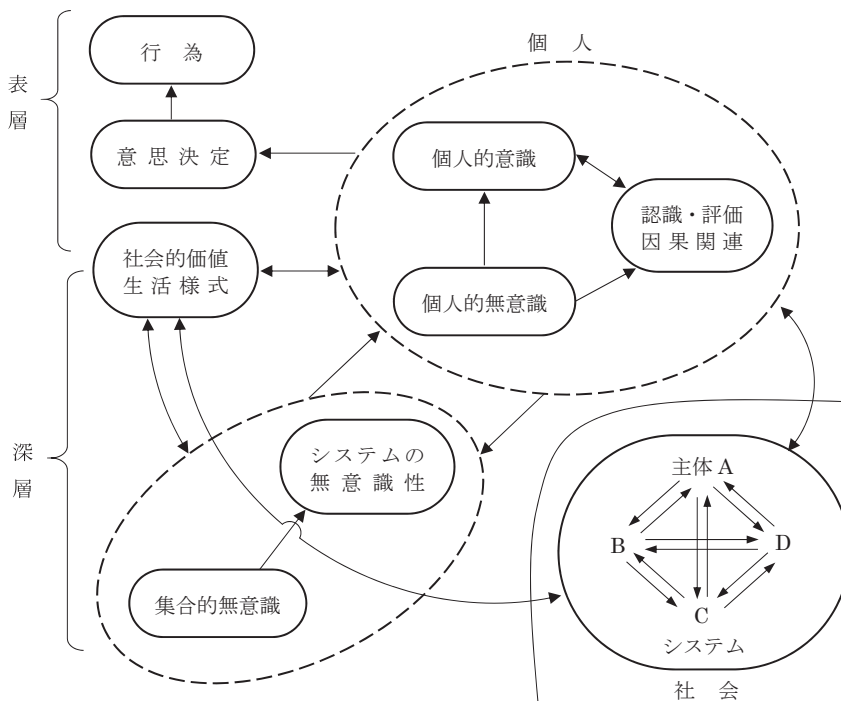


図3 表層と深層（集合的意識）

している。また日本では市民革命を経ていないため、近代的自我の確立がなされなかったといえる。そのため日本的経営における経営家族主義による集合的意識、さらに無意識が当該社会に沈殿し、今でも多かれ少なかれ、企業と個人の間を規定している。さらに日本は、共同体主義的であるから、他者への排除も前意識、無意識の領域に沈殿していたといえる。

筆者の社会調査の結果（三重野，2013a）では、周囲の人が差別的な振る舞いを行っているとき、同調的な行動をする人はさすがに少ないが、われわれ日本人は、高齢者、外国人、障害者に差別的な考えを持っていると答える人が多い⁵⁾。表層の個人的な意識がそうであるとすると、深層ではより差別的であるかもしれない。

こう考えると共生が表層、深層のどのレベルで起きるか。表層における共生、共感か、深層（前意識、無意識の領域）での共生、差別かという点は重要である。表層の意識の可塑性とともに、深層の非可塑性が問われるのである。表層での共生意識は、教育などで醸成できるが、深層まで変わり得るか、ここに最終的な共生問題がある。

個人の内面の葛藤、他者との相克において、他者へのイメージ、共生意識がどうか。対話、コミュニケーションにおける他者へのイメージ、想像力はどうか、他者への信頼におけるイメージはどうか。さらに平等感、公平感、公正感はどうか。それは意識的なものか、無意識的なものか。共生問題において、異質性に対する差別意識か、それとも共生意識か、ということになる。

一方、システムを考える場合、事前的に相対的な安定したシステム構造を想定するのか、それとも「個」に立ち返り、その相互作用、それによるゆらぎが新たな秩序をもたらすと見なすのか、という点が重要になる。自己組織系の考え方として（今田，2005）、各主体が、環境適応する立場とともに、自ら変える、自省（リフレクション）する、自己言及する、創造的「個」を形成するという立場がある。共生システム論の立場からも「個」は、

確定したものではなく、他者を内に含み、自省しながら新たなシステムを導くのか、ということになろう。表層での自己組織性は共生には繋がらない可能性があるため、深層まで射程に入れる必要がある。

5 ガバナンスと共生システム

1990年代から意思決定のトレンドとして、ガバナンス（governance, 共治）が注目されている。時代背景としては、(1) 財政難による福祉国家の危機、それによる政府の相対的地位の低下がある。さらに (2) 民主的な価値（参加に基づく）、市民社会的な価値（自由と平等）を挙げることができる。ガバナンスは、武川（2006; p50）によると、「統治に対する視座が実態から機能に転回を遂げつつあり」、「統治は今日では、政府だけでなく複数の多様な集団や組織の相互作用によってはじめて達成される」というものである。

そこには、パートナーシップ（partnership, 協働）の考え方があり⁶⁾。協力、さらに対立などを含む「相互作用」、それによる合意のプロセスが問われるのである。このように相互作用に着目する点から、ガバナンス論はシステム論の一種と見なすことができる。

共生システムをめぐる一般図式は図4の通りである（三重野，2017; p80の図を拡張）。特に、ローカル・ガバナンスに焦点を合わせている（以下、ひとつのモデル化である）。ここで、個々人の「生活の質」（福祉、厚生）の確保とシステムの効率性の達成（大山，2010; p32）が目標となる。その場合、こうしたふたつの目標は、補完関係にあるべきである。さらに公共価値の実現（公共価値がインプットで「生活の質」、効率性がアウトプットともいえる）が重要になる。公共価値とは何か、民主主義、平等、そして共生価値などである。

ガバナンス空間における主体としては、中央政府、地方政府といった公共当局、民間営利部門、

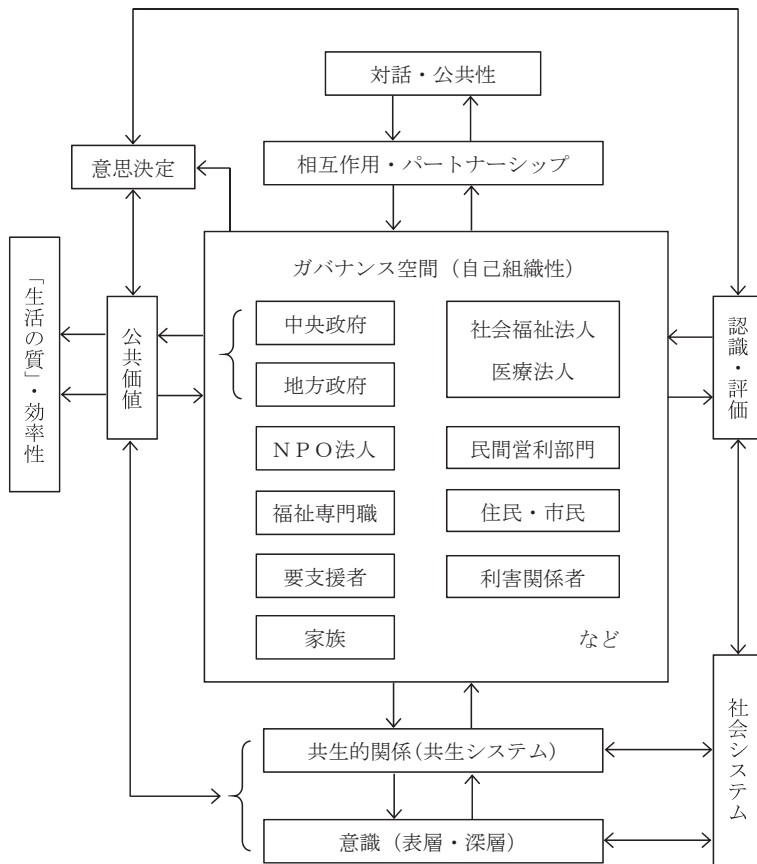


図4 共生システムをめぐる関連図

社会福祉法人、NPO法人といった民間非営利部門があり、さらに家族、市民、要支援者、福祉専門職、またステークホルダー（利害関係者）などがある。

各主体は自らの状態、社会の状態について、認識、評価し、さらに制御する。その場合の評価の基準としては、平等、公平や政策の効果、効率などがある。公共当局の政策、行政のアウトカム（成果）についての評価は、公共当局の内部で自ら行う場合もあるし、第三者機関が行う場合もある。また同じ状態についての評価でも、公共当局、民間非営部門、ニーズのある要支援者、利害関係者などで異なるかもしれない。

実際の合意形成は、委員会、審査会による合意形成、ワークショップ、住民集会における意見の表明、住民運動、パブリックコメントの募集などによる。またガバナンスのためのデータ情報としては社会指標、政策評価（ないしは行政評価⁷⁾）を位置づけることができる。そしてガバナンスによる計画策定、政策形成、プログラム形成においても、各主体の参加、とりわけ公共当局と住民等の対話、対話を通じた公共問題へのアプローチが不可欠である（公共性の議論）。

ガバナンスは「社会制御」の考え方に基づく。ここで公共制御は公共当局が一方的に社会を制御するのに対して「社会制御」とは、主体の複合体

(システム)が社会自体を制御する、つまり「社会が社会自体を制御する」ということである。それは、単純なサイバネティックな制御論の拡張である。福祉政策に関するガバナンスの具体的な例として、例えば地域分権化を踏まえた地域福祉計画、さらに介護保険での意思決定(地域密着サービスにおける各主体の協働)などを挙げることができる。

こうしたガバナンス空間は、共生的な関係により下支えされる必要がある。互酬的な関係が成り立っている場合は、NPOなどの社会的セクターが存在し、市民意識が醸成されている。そこでは政府は協働のパートナーであるとともに、協働の基盤を整備する(今里, 2005; p245)。また、コミュニティが形成されている必要がある。

個人的意識、無意識、およびシステムの意識性、無意識性、そして集合的意識、無意識性といった表層、深層を仮定すると、共生意識が存在するか、差別意識はどこまで変わり得るかが関心の的になるのである。ここでは「生活の質」、効率性という目標、および公共価値、とりわけ共生価値と相互作用するガバナンス空間(自己組織系の考え方が不可欠)、共生的関係(ネットワーク、システム)の下支え、その表層と深層まで射程に入れて検討してきた(図4)。以上の通り、包括的な共生システムの論理⁸⁾、及びその分析視角を明らかにすることができる。

6 おわりに

社会システム論は、ものの見方の一種で抽象的なものである。その一方で詳細に現実にアプローチするという立場がある。本論の立場は、その中間にあり、現実に立脚しつつ、抽象化し、また現実に戻るという往復に基づくものであり、その意味で中レベルのシステム論を志向している。

またここで最終的に想定したのは、コミュニティ(地域)である。コミュニティを基軸としつつ、ナショナルなレベルを志向し、またコミュニ

ティ、および個人に戻るものが戦略として必要であろう。

本稿では、「生活の質」の論理に注目した。また関係性が人びとの協働を通してシステムの効率性に寄与するという点で、共生論は社会関係資本の議論に繋がる。共生がノーマライゼーションとセットで議論されることもある。その意味から、共生は社会福祉問題と密接に関係している。筆者の立場は福祉社会学にあるが、共生論は、学際的でさまざまな分野にまたがることを確認しておきたい。

注

- 1) 「生活の質」の論理、構成については、三重野(2013b)で包括的に検討した。いずれ「生活の質」の一般図式を提示する予定である。
- 2) 寺田(2003)は、共生論を次の4つの視点から整理している。社会的差別と共生、福祉コミュニティと共生、ノーマライゼーションと共生、「生活の質」と共生。
- 3) 包括的に共生社会にアプローチしたものとして、内閣府の共生社会形成促進のための政策研究会(2005, 三重野は委員)の試みがある。同政策研究会は、共生社会の方向として、以下の五つの横断的視点を提案し、高齢者、青少年、障害者に焦点を合わせ指標体系(アウトカム指標)を構築している。(横断的視点1)各人が、しっかりとした自分を持ちながら、帰属意識を持ち得る社会。(横断的視点2)各人が、異質で多様な他者を、互いに理解し、認め合い、受け入れる社会。(横断的視点3)年齢、障害の有無、性別などの属性だけで排除や別扱いされない社会。(横断的視点4)支え、支えられながら、すべての人が様々な形で参加・貢献できる社会。(横断的視点5)多様なつながりと、様々な接触機会が豊富にみられる社会。
- 4) 例えばユング(Yung, 1933=1982)の深層心理学では、幾つかの普遍的無意識が仮定されているが、男女に関しては、男性の中の女性像アニマと女性の中の男性像アニムスがある(対象(異性)に投影することもある)。アニマには、肉感的なアニマ、ロマンチックなアニマなどがあり、アニムスには、肉体的な強さに溢れるアニムス、実行力を備えた

アニムスなどがある。これらは原型といわれ、世界的に人類の太古の昔から普遍的なものといわれている。男女の共生を考える場合、参考になるかもしれない。

- 5) 三重野が実施した東京都の住民を対象としたインターネット調査の結果による。詳細は、当該論文を参照されたい。
- 6) パートナーシップは、もともと行政と住民の関係を表すが、ここでは拡張して、ガバナンス空間の主体間の関係を示す。なお、以下は、三重野(2017)を拡張している。
- 7) 政策評価については、前掲三重野(2017)で詳しく検討した。
- 8) 狭義の共生システムとは、共生的関係、その表層—深層を意味し、広義の共生システムとは、さらにガバナンス空間、共生価値、「生活の質」、効率性までも含めることにしたい。それぞれの構成要素に光を当てて、分析が可能である。

文献

- Bhalla, A.S., et al., 1999, *Poverty and Exclusion in a Global World*, the second ed, Palgrave Macmillan. (=2005, 福原宏幸, 中村健吾訳『グローバル化と社会的排除—貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂.)
- Forrest, R., and Kearns, A., 2001, "Social Cohesion, Social Capital and the Neighbourhood", *Urban Studies*, Vol.38, No.12.
- Habermas, J., 1981, *Theorie des Kommunikativen Handelns*, Suhrkamp Verlag. (=1986, 河上倫逸ほか訳『コミュニケーション的行為の理論』未来社.)
- 原田謙, 2017, 『社会的ネットワークと幸福感—計量社会学でみる人間関係』勁草書房.
- 宝月誠監修, 2017, 『共生社会論の展開』晃洋書房.
- 今田高俊, 2005, 『自己組織性と社会』東京大学出版会.
- 今里佳奈子, 2005, 「社会福祉におけるガバナンス」『季刊社会保障研究』第41巻3号.
- 稲葉陽二, 2007, 『ソーシャル・キャピタル—「信頼の絆」で解く現代経済・社会の諸課題』生産性出版.
- 猪口孝編, 2017, 『QOLと現代社会—「生活の質」を高める条件を学際的に研究する』明石書店.
- 井上達也, 1986, 『共生の作法—会話としての正義』創文社.
- Jung, C.G., 1933, *Die Beziehungen zwischen dem Ich und dem Unbewußten* Zürich. (=1982, 野田俤訳『自我と無意識の関係』人文書院.)
- 金子勇, 長谷川公一, 1993, 『マクロ社会学—社会変動と時代診断の科学』新曜社.
- 加藤博史, 2011, 『共生原論—死の質、罪の赦し、可傷性からの問い』晃洋書房.
- Michalos, A., and Zumbo, B.D., 1999, "Public Services and the Quality of Life", *Social Indicators Research*, Vol.48.
- 三重野卓, 1990, 『「生活の質」の意味—成熟社会、その表層と深層へ』白桃書房.
- 三重野卓, 2004, 『「生活の質」と共生(増補改訂版)』白桃書房.
- 三重野卓, 2005, 「福祉政策の公平・効率性と社会計画」三重野卓、平岡公一編『福祉政策の理論と実際—福祉社会学研究入門(改訂版)』東信堂.
- 三重野卓, 2010, 『福祉政策の社会学—共生システム論への計量分析』ミネルヴァ書房.
- 三重野卓, 2013a, 「共生社会における関係性と差別」武川正吾編『シリーズ 福祉社会学 第1巻 公共性の福祉社会学』東京大学出版会.
- 三重野卓, 2013b, 「「生活の質」概念の再構築へ向けて—その現代的意義」『応用社会学研究』第55号.
- 三重野卓, 2015, 「「福祉」の測定から幸福度へ—数量化をめぐる半世紀を振り返る」『福祉社会学研究』12号.
- 三重野卓, 2017, 「政策評価とソーシャル・ガバナンス」金子勇編『講座・社会変動 第10巻 計量化と公共性』ミネルヴァ書房.
- 宮本太郎, 2017, 『共生保障—〈支えあい〉の戦略』岩波新書.
- 大山耕輔, 2010, 『BASIC 公共政策8 公共ガバナンス』ミネルヴァ書房.
- Phillips, D., 2006, *Quality of Life: Concepts, Policy and Practice*, Routledge. (=2011, 新田功訳『クオリティ・オブ・ライフ—概念・政策・実践』人間の科学社.)
- Rawls, J., 1999, *A Theory of Justice*, Revised Edition, the President Fellows of Harvard College. (=2010, 川本隆史ほか訳『正義論 改訂版』紀伊国屋書店.)
- 武川正吾, 2006, 「福祉社会のガバナンス」『福祉社会学

研究』第3号。
竹村牧男ほか編, 2006, 『共生のかたち—「共生学」の構築をめざして』誠信書房。
谷本寛治, 1993, 『企業社会システム論』千倉書房。

寺田貴美代, 2003, 「社会福祉と共生」園田恭一編『社会福祉とコミュニティ—共生・共同・ネットワーク』東信堂。